

| | |
|--|---------------|
| 商品名等 (電気用品名等) | 分割製造するLED電灯器具 |
| <p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本体：光源ユニットを天井等へ取付ける金具 光源ユニット：LED光源（LED素子、電源回路を内蔵）</p> <p>○構造、仕様、意匠 本体：電気工事事が屋内配線（AC100/200V）に接続し天井等にネジで固定する。本体の端子台から接続端子付き電源電線が引き出されており、この接続器により光源ユニットと接続される構造。 光源ユニット：本体からの電源接続端子を介して電源の供給を受け発光する。</p> <p>○主な使用者、販売先 製造事業者が製造した本体は製造事業者から光源ユニットメーカーに納入され、本体と光源ユニットメーカーが製造した光源ユニットは別梱包で一般消費者に販売され、電気工事士等によって現場で組み立てられる。</p> | |
| <p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>本体、光源ユニット共に特定電気用品以外の電気用品のうち、光源及び光源応用機械器具の「エル・イー・ディー・電灯器具」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本体は、光源ユニットを取り付ける照明器具として完成していることから「エル・イー・ディー・電灯器具」として、また光源ユニットは、電気用品安全法の対象となるエル・イー・ディー・ランプとはいえない構造であるが、照明器具として完成していることから「エル・イー・ディー・電灯器具」でそれぞれ対象として取り扱うことが妥当と判断する。 なお、一体で販売する場合には、まとめて技術基準を確認すればよいが、製品を別々に出荷する場合は、個別に技術基準の確認を行う必要がある。</p> | |